



2020年11月30日

各 位

会 社 名 双信電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 上 岡 崇
(コード 6938 東証 市場第一部)
問合せ先 経営推進本部長 中西 港二
(TEL 03-5730-4500)

会 社 名 釜屋電機株式会社
代表者名 代表取締役会長 張 瑞 宗
問合せ先 財 務 経 理 部 陳 明 清
(TEL 046-204-8653)

釜屋電機株式会社による双信電機株式会社株式 (証券コード 6938) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

釜屋電機株式会社は、2020年11月30日、双信電機株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、釜屋電機株式会社（公開買付者）が、双信電機株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2020年11月30日付「双信電機株式会社株式（証券コード 6938）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2020年11月30日

各 位

会 社 名 釜屋電機株式会社
代表者名 代表取締役会長 張 瑞 宗
問合せ先 財 務 経 理 部 陳 明 清
(TEL 046-204-8653)

双信電機株式会社株式（証券コード 6938）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

釜屋電機株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2020年11月30日付の取締役会決議に基づき、双信電機株式会社（証券コード：6938、株式会社東京証券取引所市場第一部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、抵抗器やヒューズ等を製造、販売する電子部品メーカーであり、現在では台湾の華新科技股份有限公司（Walsin Technology Corporation、以下「Walsin」といいます。）が、その完全子会社である開曼華新科技有限公司（Gallatown Developments Limited、以下「Gallatown」といいます。）を通じて99.9%の株式を所有しております。公開買付者は、2020年11月30日開催の取締役会において、対象者との業務上の協力関係の構築のため株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者普通株式のうち応募予定株式（以下に定義します。）の数に相当する5,560,000株（所有割合：35.64%）（注1）を取得することを目的とし、さらに、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを念頭に最大で対象者普通株式7,815,600株（所有割合：50.10%）を取得することを旨として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、対象者普通株式を所有していませんが、対象者が2020年5月29日開催の取締役会の決議に基づき2020年6月29日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額は1株当たり599円、以下「本新株予約権付社債」といいます。）900,000,000円（9個）（本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者普通株式の合計数：1,502,504株）（注2）を保有しております。

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の親会社である日本碍子株式会社（以下「日本ガイシ」といいます。）との間で、その所有する対象者普通株式（6,346,000株、所有割合：40.68%）のうち、一部の株式（5,560,000株、所有割合：35.64%）（以下「応募予定株式」といいます。）について、本公開買付けに応募することを内容とする応募契約を2020年11月30日付で締結しております。なお、日本ガイシが所有する対象者普通株式数から、応募予定株式数を控除した株式数は、786,000株（所有割合：5.04%）となります。また、日本ガイシは、本新株予約権付社債600,000,000円（6個）（本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者普通株式の合計数：1,001,669株）（注2）を保有しております。なお、日本ガイシは、本日現在、本公開買付け後に日本ガイシの所有下に残る対象者普通株式を売却する予定及び本新株予約権付社債を転換する予定はなく、今後も対象者とは事業上の関係を継続していく方針とのことです。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が2020年11月6日に提出した第79期第2四半期報告書（以下「対象者第2四半期報告書」といいます。）に記載された2020年9月30日現在の発行済株式総数（15,600,000株）から、対象者が2020年10月30日に公表した2021年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2020年9月30日現在対象者が所有する自己株式数（1,519

株)を控除した株式数(15,598,481株)に占める割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、別途定義される場合を除き、所有割合の計算において同じとします。なお、下記(注2)に記載のとおり、本新株予約権付社債に付された新株予約権は、行使期間の初日が2021年2月1日となりますので、本日現在、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に行使可能となることは想定しておりません。そのため、「所有割合」の計算において、公開買付者の保有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者普通株式1,502,504株、及び日本ガイシの保有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者普通株式1,001,669株は加算しておりません。

(注2) 本新株予約権付社債に付された新株予約権は、行使期間の初日が2021年2月1日となりますので、本日現在、当該新株予約権が公開買付期間中に行使可能となることは想定しておりません。なお、公開買付者は、対象者普通株式の市場株価の推移や経済情勢等を踏まえ、本公開買付け後、行使期間の初日である2021年2月1日以降において、その保有する本新株予約権付社債を転換し対象者普通株式を追加取得する可能性があります。本公開買付け後、その保有する本新株予約権付社債を転換して対象者普通株式を追加で取得する予定はありません。

公開買付者は、上記のとおり、本公開買付けの結果に応じて対象者を連結子会社化することを目指している一方、本公開買付け後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を7,815,600株(所有割合:50.10%)としております。本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(7,815,600株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、公開買付者は、本公開買付け後における対象者との業務上の協力関係の構築を可能としつつ、本公開買付けを確実に成立させるため、応募予定株式と同数の5,560,000株(所有割合:35.64%)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、公開買付者及びWalsin(以下「公開買付者ら」といいます。)は、Walsinに適用される会計基準である国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards、以下「IFRS基準」といいます。)の下で、当該買付予定数の下限に相当する数の対象者普通株式の所有及び本新株予約権付社債900,000,000円(9個)の保有をもって(必ずしも本新株予約権付社債の転換を要することなく)対象者をWalsinの連結子会社化することが可能であると考えておりますが、仮に連結子会社化に至らない場合であっても(なお、本日時点で、連結子会社化を阻害する状況は把握しておりません。)、公開買付者らとしては、かかる資本関係の下であれば公開買付者らにおいて対象者への支援を提供し、また、対象者の近時の株主総会における議決権行使の状況(過去3年間の定時株主総会につき、68.90%~69.53%)に照らせば35%程度の議決権を保有することにより役員選任その他の普通決議事項の可決が可能になると考えられることを踏まえ本公開買付け後における対象者の経営体制の更なる強化も可能であると考えられることから、対象者との業務上の協力関係の構築は可能であると判断しております。また、公開買付者は、本日現在、本公開買付け後において、その保有する本新株予約権付社債の転換を含めて対象者普通株式を追加で取得する予定はありませんが、本日現在、本新株予約権付社債900,000,000円(9個)を保有していることから、対象者普通株式の市場株価の推移や経済情勢等を踏まえ、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間の初日である2021年2月1日以降に公開買付者の保有する本新株予約権付社債900,000,000円(9個)を転換した場合には、公開買付者の所有する対象者普通株式数は、買付予定数の下限である5,560,000株に当該本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者普通株式1,502,504株を加算した7,062,504株(本公開買付け後かつ本新株予約権付社債の転換後における所有割合(注3):41.30%)以上となります。

(注3) 本公開買付け後かつ本新株予約権付社債の転換後における「所有割合」とは、(i)対象者第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の発行済株式総数(15,600,000株)に、(ii)本新株予約権付社債900,000,000円(9個)に付された

新株予約権の目的となる対象者普通株式の合計数（1,502,504株）を加えた株式数（17,102,504株）から、(iii) 対象者第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在対象者が所有する自己株式数（1,519株）を控除した株式数（17,100,985株）に占める割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

本公開買付けの概要は、以下の通りです。

(1) 対象者の名称

双信電機株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2020年12月1日（火曜日）から2021年1月4日（月曜日）まで（21営業日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2021年1月18日（月曜日）までとなります。

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金460円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,815,600（株）	5,560,000（株）	7,815,600（株）

(6) 決済の開始日

2021年1月12日（火曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は2021年1月25日（月曜日）となります。

(7) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2020年12月1日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上